

議案第五十四号

訴えの提起について

右の議案を提出する。

平成二十二年六月九日

提出者 港区長 武井雅昭

訴えの提起について

左記のとおり訴えを提起する。

記

- 一 件 名 建物明渡し等の請求に関する民事訴訟
- 二 訴訟当事者 原告 東京都港区芝公園一丁目五番二十五号

港区

被告

三 事件及び訴えの要旨

- (一) 建物使用料及び共益費の滞納

港区（以下「区」という。）は、平成九年四月一日、（以下「使用者」という。）に対して、区が港区特定公共賃貸住宅条例（平成五年港区条例第二十六号）に基づき、設置し、管理する東京都港区港南一丁目一番二十七号に位置する港区特定公共賃貸住宅シテイハイツ高浜一〇〇三号室（以下「本件建物」という。）の使用について、同条例に基づき、許可を与えた。

使用者と同居し、使用者の であつた は、本件建物の使用料及び共益費（以下「使用料等」という。）を であつた使用者と連帯して支払わなければならない。

使用者は、使用料等を平成十六年十月分まで納付したが、同年十一月分を滞納し、同年十二月分から平成十七年七月分まで納付したが、同年八月分から同年十月分まで滞納し、同年十一月分から平成十九年七月分まで納付したが、同年八月分から滞納した。

区は、使用者に対して、再三にわたり督促を行ったが、使用者は、使用料等の納付を一切しなかつた。

(二) 使用許可の取消し

区は、平成二十一年一月三十一日をもって本件建物の使用許可を取り消した。

(三) 訴訟の提起

滞納の額は、使用許可取消し時において、使用料等二百二十二万九千円（平成十六年十一月一日から同月三十日まで、平成十七年八月一日から同年十月三十一日まで及び平成十

九年八月一日から平成二十一年一月三十一日までの使用分）に達している。

よって、区は、平成二十一年三月十九日議決を得、使用者を被告として、本件建物の明渡し並びに使用料等滞納分及び使用料等相当額損害金の支払並びに仮執行の宣言を求める訴えを提起した。

その後、使用者は、本件建物を明け渡さないまま転居し、
建物から退去していない。区は、平成二十二年四月一日、
渡し並びに使用料等滞納分及び使用料等相当額損害金の支払を求めたが、
渡し及び支払に応じていない。

よって、区は、
を被告として、本件建物の明渡し並びに使用料等滞納分及び使用料等相当額損害金の支払並びに仮執行の宣言を求める訴えを提起する。

四 訴訟遂行の方針

本件訴訟において、必要がある場合は、和解及び上訴をすることができるものとする。

(説明)

訴えを提起する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十二号の規定に基づき、本案を提出いたします。